弊社有限会社東ハイヤーは昨年7月6日に引き起こしました事故を受け、北海道運輸局から下記のとおり行政処分を受けました。

今回の処分を厳粛に受け止め、より一層安全・安心な運行をするために、改善に取り組んでまいります。

1 【行政処分を受けた日】

令和4年12月13日

2 【対象】

有限会社東ハイヤー

3 【違反の内容】

- (1)指導監督告示に基づく運転者に対する指導及び監督が不適切であったこと。
- (2)運転者に対する指導及び監督の記録(又は保存)のないものがあったこと。
- (3)特定運転者に対する特別な指導が不適切であったこと。

4 【違反に対する処分基準日車数等】

- 3の(1)20日車
- 3の(2)警告
- 3の(3)20日車

5 【処分の内容】

警告(処分日車数40日車)

*基準日車数等の合算の結果、処分日車数が50日車以下のため、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準」により、警告とする。

今回の処分を受け、関係法令を遵守し、改善に努めてまいります。

また、弊社における行政処分の公表が遅れましたことを、この場をお借りしてお詫び申 し上げます。